

小郡市訪問介護相当サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成 29 年 5 月 12 日  
告示第 113 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 訪問介護相当サービス事業
  - 第 1 節 基本方針（第 4 条）
  - 第 2 節 人員、設備及び運営に関する基準（第 5 条－第 1 4 条）
  - 第 3 節 訪問介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準（第 1 5 条）
- 第 3 章 通所介護相当サービス事業
  - 第 1 節 基本方針（第 1 6 条）
  - 第 2 節 人員、設備及び運営に関する基準（第 1 7 条－第 2 3 条）
  - 第 3 節 通所介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準（第 2 4 条）
- 第 4 章 雑則（第 2 5 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち、訪問介護相当サービスの事業及び同号ロに規定する第 1 号通所事業のうち、通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 訪問介護相当サービス事業 訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）第 5 条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、この要綱により定めるサービスをいう。
- （2） 訪問介護相当サービス事業者 法第 1 1 5 条の 2 第 1 項の規定により介護予防相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者をいう。
- （3） 通所介護相当サービス事業 通所型サービスのうち、旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定めるサービスをいう。
- （4） 通所介護相当サービス事業者 法第 1 1 5 条の 2 第 1 項の規定により介護予防通所介護相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者をいう。

- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所においての常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 指定居宅サービス等基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。
- (7) 旧指定介護予防サービス等基準 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。
- (8) サービス担当者会議 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。

（事業の一般原則）

第3条 訪問介護相当サービス事業及び通所介護相当サービス事業（以下「訪問介護相当サービス事業等」という。）の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 前項の規定に掲げる事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 訪問介護相当サービス事業

### 第1節 基本方針

第4条 訪問介護相当サービス事業は、既に訪問介護を利用しており訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとしての訪問介護が特に必要な場合その他の訪問介護が必要な場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第5条 訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者（以下「介護福祉士等」という。）をいう。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定す

る指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は訪問介護相当サービス事業と指定介護予防訪問介護(旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問介護相当サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士等であって、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(小郡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年小郡市条例第11号)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(同条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)に従事することができる。
- 5 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定

訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 第5条第2項のサービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第11条 訪問介護相当サービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第12条 訪問介護相当サービス事業の事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置につ

いて記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第14条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問介護相当サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問介護相当サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問介護相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整及びその他の便宜の提供を行わなければならない。

第3節 訪問介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準

第15条 訪問介護相当サービスに要する費用の額は、別表第1に定めるとおりとする。

第3章 通所介護相当サービス事業

第1節 基本方針

第16条 通所介護相当サービス事業は、既に通所介護を利用しており、通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合及び集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービスの提供及び生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員、設備及び運営に関する基準

(従事者の員数)

第17条 通所介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単

位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者又は通所介護相当サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該通所介護相当サービスの利用定員（事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該通所介護相当サービスの他の職務に従事

することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第18条 通所介護相当サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第19条 通所介護相当サービスの事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第20条 第18条の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第21条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(衛生管理等)

第22条 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第23条 第10条及び第12条から第14条までの規定は、通所介護相当サービス事業について準用する。

第3節 通所介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準

第24条 通所介護相当サービスに要する費用の額は、別表第2に定めるとおりとする。

第4章 雑則

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。



別表第1（第15条関係）

訪問介護相当サービスに要する費用の額

1 基本項目

名 称	単位数	適用区分	利用対象者
訪問型サービス費Ⅰ	1, 168単位	1月につき、週1回程度の訪問	事業対象者、要支援1・2
訪問型サービス費Ⅱ	2, 335単位	1月につき、週2回程度の訪問	事業対象者、要支援1・2
訪問型サービス費Ⅲ	3, 704単位	1月につき、週2回を超える程度の訪問	事業対象者、要支援2

2 加算項目

名 称	単位数	適用区分
初回加算	200単位（1月につき）	利用者に対して初めてサービスを実施した場合
生活機能向上連携加算	100単位（1月につき）	利用者の生活機能向上のためのサービスを実施した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1, 000分の137を乗じて得た単位	介護職員の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1, 000分の100を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に1, 000分の55を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に100分の90を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に100分の80を乗じて得た単位	

## 注

- 1 訪問型サービスⅠから訪問型サービス費Ⅲまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。
- 2 訪問型サービスⅠから訪問型サービス費Ⅲまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。
- 3 訪問型サービスⅠから訪問型サービス費Ⅲまでについて、特別地域加算を算定する場合は所定単位数に100分の15を乗じた単位を足す。
- 4 訪問型サービスⅠから訪問型サービス費Ⅲまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に100分の10を乗じた単位を足す。
- 5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から介護職員処遇改善加算（Ⅴ）までについて、所定単位は、訪問型サービス費Ⅰから生活機能向上連携加算までにより算定した単位数の合計
- 6 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 備考

- 1 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。
- 2 訪問介護相当サービスに要する費用の額は、基本項目と加算項目の合計単位数に10円を乗じて得た額とする。
- 3 当該費用の算定に当たっては、上記に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

別表第2（第24条関係）

通所介護相当サービスに要する費用の額

1 基本項目

名 称	単位数	利用対象者
通所型サービス費1	1, 647単位（1月につき）	事業対象者・要支援1
通所型サービス費2	3, 377単位（1月につき）	事業対象者・要支援2

2 加算項目

名 称	単位数	適用区分
生活機能向上グループ活動加算	100単位（1月につき）	利用者の生活機能向上のためのサービスを実施した場合
運動器機能向上加算	225単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上のためのサービスを実施した場合
栄養改善加算	150単位（1月につき）	利用者の低栄養状態の改善等を目的としたサービスを実施した場合
口腔機能向上加算	150単位（1月につき）	利用者の口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算（I） （運動器機能向上及び栄養改善）	480単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上及び栄養改善のためのサービスを実施した場合

選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） （運動器機能向上及び口腔機能向上）	480単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上及び口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） （栄養改善及び口腔機能向上）	480単位（1月につき）	利用者の栄養改善及び口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） （運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上）	700単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のためのサービスの全てを実施した場合
事業所評価加算	120単位（1月につき）	当該事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （事業対象者・要支援1）	72単位（1月につき）	当該事業所におけるサービス提供体制が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （事業対象者・要支援2）	144単位（1月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （事業対象者・要支援1）	48単位（1月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （事業対象者・要支援2）	96単位（1月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （事業対象者・要支援1）	24単位（1月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （事業対象者・要支援2）	48単位（1月につき）	

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1,000分の59を乗じて得た単位	介護職員の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1,000分の43を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に1,000分の23を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に100分の90を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に100分の80を乗じて得た単位	

注

- 1 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。
- 2 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。
- 3 通所型サービス費について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。
- 4 通所型サービス費について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。  
 通所型サービス費1 376単位  
 通所型サービス費2 752単位
- 5 介護職員処遇改善加算について、所定単位は通所型サービス費からサービス提供体制強化加算までによる算定した単位数の合計
- 6 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

備考

- 1 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。
- 2 通所介護相当サービスに要する費用の額は、基本項目と加算項目の合計単位数に10円を乗じて得た額とする。
- 3 当該費用の算定に当たっては、上記に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知) に準ずるものとする。